



TMトレーダー契約書

この書面をよくお読み下さい。



株式会社スイングウェバー

〒920-8203 石川県金沢市鞍月 5-177 AUBEII 4F

TEL 076-201-8623 / FAX 076-201-8624

投資助言・代理業 北陸財務局長(金商) 第15号

support@tmfx.com

売買シグナルを提供するトレーダー（以下「甲」）と、株式会社スイングウェバー（以下「乙」）は、甲が乙へ売買シグナル情報を提供するにあたり、以下のとおり契約を締結する（以下「本契約」という）。

1. 定義

本契約において使用される用語を、以下のとおり定義する。

顧客：乙と投資顧問契約を結んだ顧客（個人または法人）を示す。

トレードメッセージャー：乙の開発したソフトウェア群の総称である。（以下、「TM」という。）

トレーダー側アプリ：TMサービスにおいて、甲から乙に売買シグナルを送信するためのソフトウェアを示す。

中央サーバー：甲から送信された売買シグナルを受け取り、乙による売買シグナルの精査を行うサーバー。

受信側アプリ：TMサービスにおいて、乙の投資顧問情報を受信するためのソフトウェアを示す。

売買シグナル：通貨関連デリバティブ取引（以下「外国為替保証金取引」という）や、その他の有価証券の価格に関する投資情報をいう。具体的には、買うタイミング、売るタイミング、決済のタイミング、損切り注文のタイミング、利益確定の価格、損切り価格、指値注文、逆指値のタイミング、指値の価格、逆指値の価格などの情報が含まれる。また売買シグナルと同様に送信される意見などの情報など、中央サーバーが受信するすべての情報を、売買シグナルとする。

トレーダー（甲）：トレーダー側アプリを利用し、売買シグナルを、乙の中央サーバーに送信する個人または法人を示す。

取引規則：乙が決める運用方法に関するルール（トレードルール）を示す。取引規則には、報酬に関するルール（報酬の額、算出方法、支払方法、支払条件等）も含まれる。

報酬：本契約に基づき、甲からの情報提供に対して、乙が支払う対価。ただし、甲が報酬を受け取る場合には、短時間労働契約書への同意が必要である。

短時間労働契約書：甲が報酬を受け取る場合に、同意が必要な契約書を示す。短時間労働契約は、甲が乙に雇用される形での契約である。短時間労働契約は、個人のみが締結できるものとする。法人は締結できない。

取引可能日：外国為替保証金取引が行われている期間を示す。ただし、災害やテロなどの例外もある。

運用期間：乙が定める数ヶ月単位の期間のこと。運用成績の優劣は、運用期間内での運用成績によって評価される。具体的な運用期間については、取引規則にて開示する。

運用成績の集計サーバー：中央サーバーに送信された売買シグナルの運用成績を集計するためのサーバーをいう。甲が送信した売買シグナルは、運用成績の集計サーバーで、外国為替の価格データとつき合わされ、シグナルの取得価格、決済価格によって、仮想的に評価される。また各売買シグナルの利益・損失額、および当月、および累計での運用成績が算出される。

取引量：甲のシグナルに基づき、乙が投資顧問情報として顧客に提供した売買シグナルを利用して、顧客が売買した取引量を示す。

2. 取引規則の公開

取引規則は、乙の指定するWEBページで公開するものとする。

<http://www.tmf.com/traderule.php>

3. 取引規則の遵守

甲は、乙が決めた取引規則に基づき、売買シグナルを送信することに同意する。

4. 取引規則の変更

乙は、毎月末ごとに、取引規則を変更する権利を有する。甲は、毎月の月末に、翌月の取引規則を確認の上、売買シグナルを送信するものとする。

5. 売買シグナルの取り扱い

甲が乙に提供した売買シグナルは、乙の独自の判断によって、変更が加えられ、顧客に投資顧問情報として、利用されることを、甲は同意するものとする。

6. 売買シグナルの所有権

甲は、乙に売買シグナルの再利用に関する一切の権利（所有権、著作権、その他の知的財産権等）を譲渡するものとし、それらの権利は乙に帰属するものとする。

7. 販売方法、および販売価格の決定権

乙は、甲の売買シグナルを再利用し、全世界の無制限のユーザーに対して、無料又は乙の定める利用価格にて利用する権利を有する。

乙は、利用者増加を目的として、売買シグナルの販売価格、販売期間を、無料あるいは有料を問わず決定する権利を有する。

8. 報酬の有無

本契約において、甲は、乙に、売買シグナルを無償で提供するものとする。甲は、報酬を受け取りたい場合、この契約とは別に、短時間労働契約書への同意が必要なものとする。

9. 報酬額、算出方法、支払方法および支払条件

報酬の額とその算出方法、支払方法および支払条件は、取引規則にて定めるものとする。

乙は、甲の現在報酬額を、取引規則で定める方法で提示する。

10. 報酬額の秘密保持

甲は、甲自身の報酬額を、第三者には公開せず、秘密にする義務を負う。

11. 解約

甲が以下の行為、あるいは条件に該当する場合、乙は本契約を即座に解除することができるものとする。

- 甲の売買シグナルの成績が、取引ルールに記載されたルールを逸脱した場合
- 甲の売買シグナルが適切に送信されていない、又は売買シグナルをもとにした運用利回りが取引規則に記載の成績を満たさない場合
- 甲の売買シグナルの運用成績が、累積で乙が定める水準以下になった場合
- 甲が、報酬額を第三者に公開する場合

12. 配信継続

本契約が終了した場合であっても、その終了時由のいかんを問わず、乙は、甲の利用していたシグナルを継続して配信をすることができるものとする。

13. 顧客保護

顧客保護の観点から、本契約の期間内であっても、乙が必要と判断した場合は、乙は、いつでも甲のシグナルを、操作する権利を持つものとする。

14. 秘密保持

甲及び乙は、本契約期間中はもとより本契約終了後10年間は、本契約の締結及び履行に関して知り得たいずれかの当事者の秘密情報を、当該当事者の事前の書面による承諾がない限り、本契約に定める目的外に利用し、第三者に開示しまたは漏洩してはならない。但し、以下各号の情報については、本条は適用されないものとする。なお、本条は、本契約の終了後もその効力を引き続き有するものとする。

- (1) 開示または提供される前に公知であった情報
- (2) 開示または提供された後、被開示者の責めによらずして公知となった情報
- (3) 開示または提供される前に被開示者が既に知っていた情報

15. 顧客勧誘の禁止

甲は、乙へ顧客を勧誘する行為は行わない。

16. 個人情報の保護

乙は、甲に、顧客の個人情報を一切、提供しない。

17. 契約の適格事項

同業を営む者（投資助言代理業者、第1種金融商品取引業者、第2種金融商品取引業者、投資運用業者）、および当該業者の社員は、本契約を行うことができないものとする。

甲が法人の場合は、短時間労働契約を行うことができないものとする。

18. 苦情に対する対応

利用者からの苦情については、乙が窓口となって処理するものとする。但し、乙のみで処理することが困難であると乙が判断した苦情については、乙は甲に処理の協力を要請することができる。

19. 契約の期間

本契約の有効期間は、乙のWEBサイト上でのトレーダー契約を行った日から起算して3ヶ月間とする。但し、期間満了の5日前までに、当事者のいずれからも相手方に対し、書面（電子メールを含む。）による更新拒絶の意思表示がなされない限り、本契約はさらに3ヶ月間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

20. 解除

1. 甲及び乙は、当事者のいずれかが本契約に定める義務を履行しない場合、当該当事者にその履行を書面により催告し、当該不履行が催告後14日以内に是正されなければ本契約の全部または一部を解除できる。
2. 甲及び乙は、当事者のいずれかが以下各号のいずれかに該当したときは、何らの通知又は催告を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除できる。
 - 破産、特別清算、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあった場合
 - 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合、または支払停止となった場合
 - 仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、担保権の実行またはこれらに準ずる手続の申立てがあった場合
 - その財産状態が悪化しまたはその信用状態に著しい変化が生じた場合
 - 法令に違反しまたは公序良俗に反する行為を行なった場合
 - その他本契約を継続するに重大な支障を生ずる事態が発生した場合

甲又は乙が本条第1項または第2項のいずれかに該当した場合、当該当事者は当然に期限の利益を失い、相手方に対し、本契約に基づいて負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

21. 損害賠償

甲が本契約若しくは法令に違反し、又は不適切な行為により、乙に損害を及ぼした場合、本契約終了後であってもその損害を賠償する責任を負うものとする。ただし

売買シグナルの運用成績が、マイナスという理由だけでは、損害賠償の対象とはならないものとする。

22. 法令

本契約に定める条項等に対する解釈は、日本国の法令に基づき行われるものとする。

23. 管轄

本契約及びその他本契約に基づく個別契約から生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

24. 協議

本契約に規定のない事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議し解決に努めるものとする。

改訂日 平成 21 年 6 月 19 日

改訂日 平成 21 年 6 月 24 日

改訂日 平成 22 年 3 月 31 日

改訂日 平成 22 年 4 月 26 日

改訂日 平成 22 年 8 月 1 日

改訂日 平成 22 年 8 月 2 日